

二、その他文部大臣の指定した者

即ち第一號は小學校助教諭假免許狀を有する者とみなされ得る者は、青年學校教員の職にある者の中、文部教官地方教官以外の者全部及び文部大臣の指定した者等は何等の手續をせずして幼稚園教諭假免許狀を有するものとみなされるとの規定である。

假免許狀の取上げに關して

「第七條 假免許狀の取上げに關する項は別にこれを定める」とあるは、法第十條の免許狀取上げ（從來の免許狀褫奪のことである）條文に應ずる條文であるが、尙これに關しての實際の取扱等はやがて教員免許令改正の際に明記されることと思ふ。又假免許狀の資格認定の仕方は、別途に行政處分をするのでなくして、その資格を有する者は現に幼稚園職員として在職するに否とにかゝらず、有資格者として認めらるるものであることを注意されたい。

土川五郎氏を悼む

土川五郎氏には八月十三日、東京都澁谷區代々木大山町一〇六七番地の自邸において、胃癌のため逝去せられた。昭和保姆養成所長、瑞穂幼稚園長としてと共に、律動遊戯の創作及び普及における長く廣い功績は、保育界の深く感謝記念するところである。終戦に近く、すべての活動から退いて、悠々老を養つていられたが、最近、令息ピアノ名手土川正浩氏（東京女子高等師範學校教授、國立音樂學校長）をうしなわれ、そのために心を痛められたことも、如何に大きかつたかと拜察にたえない。わが國保育界全體として、また特に種々力を盡された日本幼稚園協會として、心から哀悼する次第である。